



平成 22 年 12 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社 バ ナ ー ズ
代 表 者 代表取締役 守屋 武
(コード番号 3011 東証第二部)
問 合 せ 先 取締役総務部長 藤牧由亘
電 話 (048) 523-2018

訴訟の判決に関するお知らせ

当社を被告とする訴訟に関して、平成 22 年 12 月 22 日付にて東京高等裁判所より判決の言い渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

東京高等裁判所

平成 22 年 12 月 22 日

2. 訴訟の原因及び判決に至った経緯

当社は、平成 22 年 9 月 1 日付「訴訟の判決に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、原告により、当社以外の被告 3 名が、当社以外の被告 1 名が支配する別会社が有利な条件で当社株式を買い取る意思がないのにこれがあるかのように装い、後日上記買取がされるものと信じた原告に当社株式の譲渡代金を支払わせ原告に損害を与えたなどとして、当社以外の被告 3 名に損害賠償を請求するとともに、当社以外の被告 3 名が当時当社の関係者であったことから、当社に対しても使用者責任等に基づき連帯して原告に発生した損害を賠償するよう請求する訴訟を提起されておりました。平成 22 年 8 月 30 日に東京地方裁判所にて上記の請求を認め、3 億 4648 万 9888 円及びこれに対する平成 19 年 10 月 29 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員の支払を命ずる判決があったため、当社は東京高等裁判所に控訴を行ってきたものであります。

3. 訴訟を提起した者の概要

- (1) 名 称 株式会社ホートク商事
- (2) 所 在 地 群馬県藤岡市上日野 6 1 8 - 2 番地
- (3) 代表者の氏名 代表取締役 石田 勇二

4. 判決の概要

本件控訴を棄却する。原判決の金額に加え、1,000 万円及びこれに対する平成 19 年 10 月 29 日から支払済みまでの年 5 分の割合による金員を支払え。

5. 今後の見通し

本件判決に対し上告するかどうかは未定ですが、仮に判決が確定した場合でも、他の被告 2 名との間で、上記賠償金は当社以外の被告が支払うことが合意されました。従って、今回の判決が当社の業績に与える影響はありません。

以上